

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化 児童福祉法第6条の3第2項：平成10年4月施行)

平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

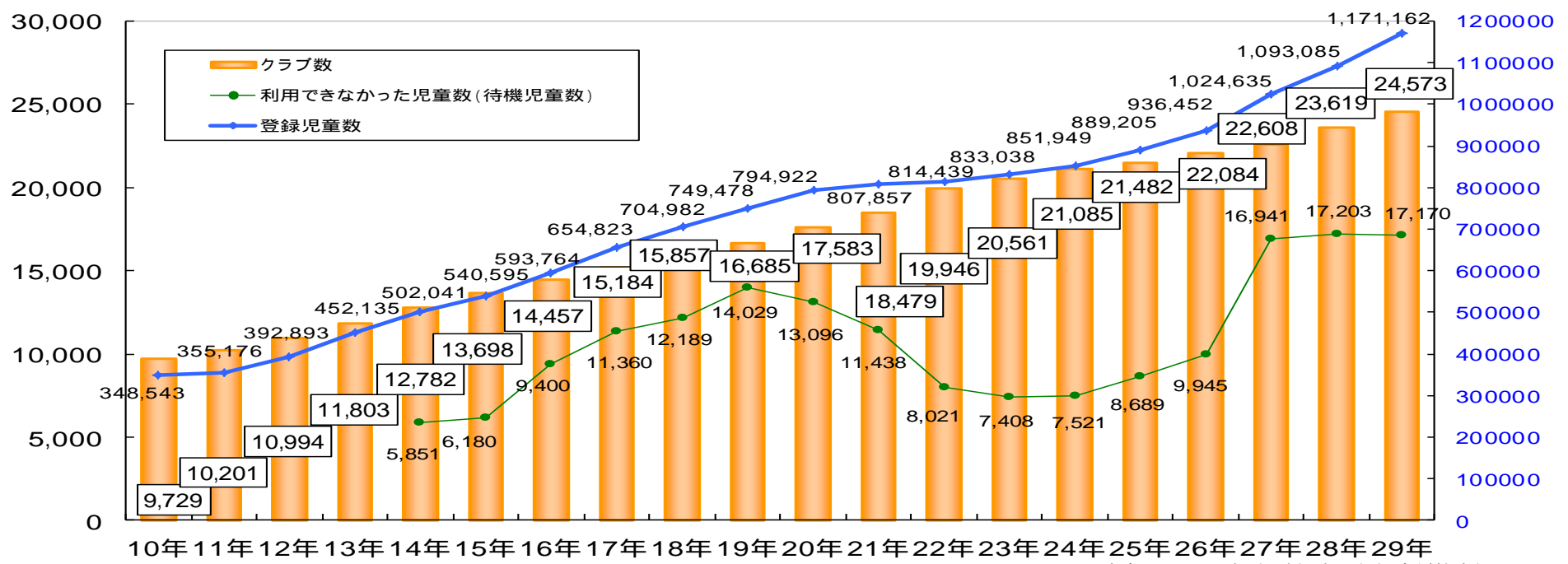
【現状】(平成29年5月現在)

【今後の展開】

クラブ数 24,573か所
 (参考:全国の小学校19,628校)
 支援の単位数 30,003単位(平成27年より調査)
 登録児童数 1,171,162人
 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,170人

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)を踏まえ、
 「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、今年度までに前倒しする。
 さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)
 (平成29年8月11日以降保育課(子育て支援課)健全育成推進室)

「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

取組の現状

放課後子供教室 (文部科学省)

放課後児童クラブ (厚生労働省)

趣旨

すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施

共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供

H30予算

60.1億円の内数

799.7億円

実施か所数 (クラブ児童数)

17,615か所 (平成29年9月)

24,573か所 (1,171,162人) (平成29年5月)

(一体型) 4,554カ所 (平成29年5月)

実施場所

小学校 69.1%、その他(公民館、中学校など) 30.9% (平成29年9月)

小学校 54.0%、その他(児童館、公的施設など) 46.0% (平成29年5月)



今後の方向性

【4つの推進方策】

市町村行動計画等に基づく計画的な整備
学校施設の徹底活用
共通プログラムの充実
総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「放課後子ども総合プラン」に掲げる
国全体の目標 (平成31年度末まで)

全小学校区 (約2万か所) で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち **1万か所以上** を一体型で実施

放課後児童クラブ について、**約30万人分** を新たに整備 (約94万人 約122万人)

新規開設分の約80%を小学校内で実施

新しい経済政策パッケージ
(平成29年12月8日閣議決定)
【抜粋】

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿確保を、2018年度までに前倒しする。

社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」

1. 設置の趣旨

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 放課後児童対策について
- (2) その他

4. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

委員

平成30年2月27日

氏名	所属
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構教職課程科 准教授
池本 美香	株式会社日本総合研究所主任研究員
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授
小野 さとみ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 わんぱく学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
金藤 ふゆ子	文教大学人間科学部人間学科教授
黒柳 いずみ	静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課長
清水 利昭	三鷹市子ども政策部児童青少年課長
清水 将之	淑徳大学短期大学部こども学科准教授
田中 雅義	新潟県聖籠町教育委員会子ども教育課長
中川 一良	京都市北白川児童館館長
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団企画調査室長
山田 和江	学童クラブ「清明っ子」代表兼放課後児童支援員

()委員長

(敬称略、五十音順)

論点の構成

- 1 総論
- 2 量的拡充
 - ▶女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。
- 3 類型
 - ▶放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。
- 4 質の確保
 - ▶子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの体制で十分か。3の居場所の形態（類型）の体制をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。
- 5 その他